

令和2年度 あさぎり町議会第5回会議会議録（第7号）						
招集年月日	令和2年8月5日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和2年8月5日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和2年8月5日 午前11時46分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷節雄	○	8	山口和幸	○
	2	岩本恭典	○	9	永井英治	○
	3	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	12	溝口峰男	○
	6	小出高明	○	13	森岡勉	○
	7	豊永喜一	○	14	徳永正道	○
議事録署名議員	9番 永井英治 10番 皆越てる子					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一					
地方自治法第121 条により説明のため出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	加藤弘	○	教育課長	出田茂	○
	総務課長	土肥克也	○	商工観光課長	北口俊朗	○
	企画財政課長	船津宏	○	健康推進課長	松本良一	○
	町民課長	深水昌彦	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉課長	山内悟	○	上下水道課長	林敬一	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第6号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 議案第21号 あさぎり町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 3 報告第 7号 専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）の報告について
 - 日程第 4 報告第 8号 専決処分した令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）の報告について
 - 日程第 5 報告第 9号 専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）の報告について
 - 日程第 6 議案第22号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第10号）について
 - 日程第 7 議案第23号 岡原小学校屋外運動場整備工事請負契約の締結について
 - 日程第 8 報告第10号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 議案第21号 あさぎり町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 3 報告第 7号 専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）の報告について
 - 日程第 4 報告第 8号 専決処分した令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）の報告について
 - 日程第 5 報告第 9号 専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）の報告について
 - 日程第 6 議案第22号 令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第10号）について
 - 日程第 7 議案第23号 岡原小学校屋外運動場整備工事請負契約の締結について
 - 日程第 8 報告第10号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
-

午前10時 開会

- 議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。
- ◎議長（徳永 正道君） 開会に先立ちまして、ただいまから令和2年7月豪雨災害により、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたしまして、1分間の黙祷を行います。
- 議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。黙祷。（1分間の黙祷中）
- 議会事務局長（大林 弘幸君） お直りください。着席。
- ◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、令和2年度あさぎり町議会第5回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- ◎議長（徳永 正道君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は、会議規

則第124条の規定によって、9番、永井英治議員、10番、皆越てる子議員を指名します。

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第21号、あさぎり町駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 皆さん、おはようございます。議案第21号、あさぎり町駐車場条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案の理由を申し上げます。あさぎり町駅前東側の用地取得に伴い、駐車場とするため本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条、第1項、第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） おはようございます。駅前東側の駐車場用地の登記が終わりまして、取得が完了いたしましたので、今後とも駐車場として活用するために条例を改正するものであります。新旧対照表で説明させていただきます。左側に現行、右側に改正後とありますが、今回、用地を取得いたしました4筆につきまして、駅前東駐車場4筆、これらを追加するものであります。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりまして、これから質疑を行います。質疑ありませんか。皆越てる子議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 現在の状況とですね。今後のスケジュールについて、御計画があればお示しいただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 4月から6月の間はですね。商工会のほうで借用いただきまして、駐車場として活用されておりましたので、今後とも現況のとおり駐車場として活用していきたいと思います。今後の計画等につきましては、まだ未定であります。以上です。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい、今後の予定といたしますか、駅前整備を計画する中で、今年度は、全町で御利用いただくわけですけれども、これから御利用いただける方々を中心に、どのような駅前の整備をするか、基本的な構想を練るということを今年度は予定しております。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにございませんか。溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 第10条の使用料について伺いますが、今回の新しいところについては、どういうことなのかですけれども、近隣事業所との従業員駐車場の継続的に使用する場合は、別表に定める使用料を納付しなければならないとありますが、これは八幡町辺りについては、それが言えると思うんですが、今回のところは、そういう利用をさせる計画があるんですか。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。必要ということであれば、そういうことで取り扱いたいと思います。また、駅前駐車場につきましては、Aコープ南側となっておりますので、なかなか催事の際には、非常に駐車場が混乱するということもありますので、そちらをお借りされている方につきましても、こちらの東側駐車場に移っていただくというような方策をとりたいと思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） 一時的なものについては、そういう対応があつていいと思うんですけれども、恒常的にですよね。あそこの場合をそういうふうに、近隣の従業員の駐車場として貸し付けるということになった場合は、今からの駅前のいろんな計画がある中で私は支障が出ないのかなというふうにも考えるんですけれども、そのあたりは影響ないんですか。あそこは、永久的にそういう駐車場として貸し出すと

いうことになってくればですよ。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） あそこの駐車場、それからAコープ前の駐車場、両方ともですね。月極めで、ずっと使っていただく方には使用料を頂いてますし、買い物やポッポー館利用者で、一時的に利用される方は無償で使っていただいているというのが今現状だと思います。今後、当分そういうのをこのままいくと思います。整備計画ができて、あそこの今の駐車場が、形が変わっていくときには、利用者の方々に特に商工会会員の方々に十分な説明をして、御理解をいただいて、あるいはまた御意見等もいただきながら、有効な活用策を検討していきたいと考えております。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。ほかにご覧いませんか。ありませんか。

（「はい」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第21号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） したがって議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、報告第7号専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第7号、専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）について報告いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和2年8月5日提出、あさぎり町長、尾鷹一範。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） おはようございます。それでは、専決処分いたしました令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）について説明をいたします。4ページをお願いいたします。朗読させていただきます。令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億242万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億4,047万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年7月8日専決。今回の補正予算は、主に令和2年7月豪雨の発生について、発災直後から、既存の予算や予備費の充用により、緊急対応をまいりましたが、2次災害防止のための応急復旧や被災者の生活再建支援等への対応として、直ちに補正予算編成の措置が必要であることから、令和2年7月8日付けで、専決処分を行ったものです。次に9ページをお願いいたします。企画財政課所管分について説明をいたします。歳入です。最上段の枠で、目1繰越金は、通常であれば、決算期を経て9月に計上をしておりますが、本年の繰越額の確定ができておりましたことから、今回の補正予算の財源として、繰越金の一部で財源調整をするものです。次に11ページをお願いいたします。歳出で、目1予備費です。通常の前編成においては、予算科目ごとに計上するところですが、今回の大規模災害により、主に次のような事案について、直ちに対応する必要があったことから、一括して予備費として計上をしております。応急復旧にかかる費用、借り上げ料や修繕料、委託料など。被災者の生活再建支援に要する費用、委託

料や借上料など。災害対策本部の運営に要する費用、時間外手当、消耗品など。これらを一括して、予備費として計上をしております。企画財政課分については、以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。次に、総務課所管分の説明を行います。10ページをお願いいたします。このページでは、歳出の款10災害復旧費でございますが、この款では、令和2年7月豪雨により被災した施設の復旧に係る測量設計に要する経費を各所管ごとに計上をしております。この中での総務課所管分は、最下段の目1総務施設災害復旧費に旧東庁舎北側駐車場法面復旧に係る測量設計委託料を計上したものでございます。次に最上段、目1公共施設災害復旧費において、時間外勤務手当を計上しております。時間外勤務手当の補正による給与費の補正前及び補正後の額並びに増減額の明細につきましては、13ページからの一般職の給与費明細に示すとおりでございます。以上で、総務課所管の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） おはようございます。それでは、生活福祉課所管分の説明を申し上げます。歳出10ページをお願いいたします。2番目の枠で、目1民生施設災害復旧費、節12委託料につきましては、須恵保育園敷地の法面が2カ所崩壊したことによる災害復旧の測量設計委託料でございます。以上で、生活福祉課所管分について説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） おはようございます。建設課所管分について御説明いたします。10ページをお願いいたします。歳出です。1番上の枠の目1公共土木施設災害復旧費、節3職員手当等は、職員の時間外勤務手当を増額計上したものでございます。節12委託料の測量設計委託料につきましては、災害カ所23カ所に係る測量設計委託料を計上したものです。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分について説明をいたします。歳出です。10ページの3枠目になります。目1公立学校施設災害復旧費、節12委託料、測量設計委託料の増額は、上小学校北側法面崩壊復旧のための測量設計委託料です。下の目2社会教育施設災害復旧費、節12委託料の増額は、免田総合グラウンド北側法面崩壊と免田B&G海洋センター西側法面崩壊復旧のための測量設計委託料でございます。内訳は、免田総合グラウンド法面北側法面復旧工事測量設計委託料が132万9,000円。免田B&G海洋センター西側法面復旧工事の測量設計委託料が126万円となります。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 以上ですかね。報告が終わりました。報告第7号、専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）の報告について質疑ありませんか。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。11ページの予備費、これ専決でされておりますので、もう既に執行されてるんですが、実際この予備費についてですね。先ほどの説明、災害対応ということでございましたが、その中に、時間外等消耗品等も含めてということでございますけれども、実際のこの補正予算の中にも、時間外とほかの費目も、きちんと出ておりますが、この予備費適用されて、充当されて災害対応、今回、かなり実際現実的に予備費の執行があったのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 今回専決いたしました予算の中での予備費につきましては、説明申し上げましたとおり、今回の7月豪雨に対応する災害対策本部、または現地調査、応急復旧等の人件費を考慮して予算を計上しております。既に災害対策本部の活動につきまして、全職員での対応を行っておりますので、詳細

な額につきましては手持ちございませんが、かかる費用について、時間外勤務手当、または断続的な勤務手当に関する経費を充当し、支出することとしております。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。ありませんか。

（「はい」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、報告第8号、専決処分した令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第8号、専決処分した令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和2年8月5日提出。あさぎり町長、尾鷹一範。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） それでは、専決処分いたしました令和2年度水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。4ページを読み上げさせていただきます。令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）、第1条、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第2条、令和2年度あさぎり町水道事業特別会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出。第1款水道事業費用、補正前の額3億5,675万円。補正額700万円。計3億6,375万円。令和2年7月8日専決。詳細につきましては、9ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出でございます。1目予備費、節1予備費、災害時増額700万円。今回の7月豪雨災害につきまして、既存予算で緊急対応をしておりましたが、水道施設の応急復旧として、修繕費、燃料費など不足すると見込まれる額を予備費に一括計上しまして、被災状況に応じて、柔軟な予算執行ができるように措置を講じたものでございます。6ページをお願いいたします。令和2年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額2,495万2,000円。最下段の資金期末残高5億1,325万7,000円となる見込みでございます。7ページをお願いいたします。7ページと8ページは、令和2年度あさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。7ページ下段の資産合計と、8ページ最下段の負債資本合計は、共に46億1,700万2,427円の見込みでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。報告第8号、専決処分した令和2年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）の報告について、質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、報告第9号、専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第9号、専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）について報告いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和2年8月5日提出、あさぎり町長、尾鷹一範。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。それでは、専決処分いたしました令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）について説明いたします。4ページをお願いいたします。朗読させていただきます。令和2

年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）、令和2年度あさぎり町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,230万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億9,277万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方債の追加は、第2表地方債補正による。令和2年7月21日専決。今回の補正は、主に令和2年7月豪雨の発生に伴い、災害救助法に基づく被災者の生活再建支援、災害ごみへの迅速な対応を行うために、令和2年7月21日付けで専決処分を行ったものです。7ページをお願いいたします。第2表、地方債補正です。追加としまして、1件7,070万円を追加するものです。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでございます。詳細については、担当課から説明をいたします。10ページをお願いいたします。企画財政課所管分について説明をいたします。歳入です。最上段の枠で、目1地方交付税。地方交付税は、今回の補正予算の財源として、普通交付税で調整するものです。企画財政課分は以上です。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 次に総務課所管分を説明いたします。11ページをお願いいたします。歳出でございます。総務課所管分では、1枠目の目6財産管理費に、令和2年7月豪雨により、深田地区西の迫町有地の法面崩落を応急復旧する工事費を計上したものでございます。7月豪雨による崩落は、昨年度の大雨による崩落カ所で、既に発注施工中であった応急復旧カ所での拡大と新たなカ所で発生したことから、この補正では、施工中のカ所の増額と新規カ所の応急復旧費を合わせて計上したものでございます。以上で、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。それでは、町民課分につきまして説明を申し上げます。歳入からになります。10ページをお願いします。2枠目、目3衛生費国庫補助金7,076万4,000円。これにつきましては、令和2年7月豪雨による災害廃棄物処理に係る1億4,152万9,000円に対し、2分の1につきまして、災害等廃棄物処理費事業費補助金となります。続きまして4枠目、目8衛生費。先ほど企画財政課長から説明がありました起債の7,070万になります。これにつきましても、7月豪雨による災害廃棄物処理費の残りの2分の1につきまして、災害対策債を充当するものです。95%が交付税措置となります。続きまして歳出になります。次のページ、11ページをお願いします。3枠目、目3環境保全費になります。7月豪雨による災害廃棄物の処理にかかる費用となります。節11、役務費150万円。これにつきましては、家電4品目のリサイクルの手数料です。節12委託料1億4,002万9,000円。災害廃棄物の処理にかかる費用となります。町民課所管分につきましては以上です。よろしくをお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） それでは、生活福祉課所管分の説明を申し上げます。歳出11ページをお願いいたします。二つ目の枠で、目1災害救助費、節19扶助費の災害見舞金につきましては、7月4日の豪雨による住宅などの被害について、あさぎり町災害見舞金支給条例により支給するものでございます。住居の床上浸水が51件、床下浸水が90件、一部損壊が5件、納屋等の浸水が140件、合計で286件と見込み計上しております。以上で、生活福祉課所管分について説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） それでは、農林振興課所管分の説明を申し上げます。11ページになります。歳出です。最下団の枠、目16農地費、節11需用費になります。応急復旧に係る用排水路や取水口に係る修繕、また、節13使用料及び賃借料につきましては、土砂撤去や浚渫に係る機械の借り上げになり

ます。12ページをお願いいたします。上段の目1農地等災害復旧事業費、節12委託料は、農地等災害復旧に係る測量設計委託料になります。また、その下の目2林業施設災害復旧費、節12の委託料は、林道作業道災害復旧に係る測量設計委託料になります。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。それでは、商工観光課所管分につきまして説明いたします。歳入からです。3枠目、目1民生費県負担金、節8災害救助費負担金。この負担金につきましては、災害救助法により、住宅の応急修理分につきまして計上しております。説明につきましては、歳出のほうでしたいと思います。歳出になります。11ページをお開きください。2枠目、目1災害救助費、節12委託料、住宅応急修理業務委託料。これにつきましては、大規模半壊または半壊等の住宅被害を受けた世帯が対象となります。現時点の調査におきましては、床上浸水が51世帯、半壊に準ずる程度の損傷により、被害を受けた世帯が1世帯となっておりますが、大規模半壊または半壊の被害を受けた世帯につきましては、59万5,000円を上限として支出いたします。そして準半壊につきましては30万円を上限として支出ということで、この予算の内容につきましては、59万5,000円の55件分、そして準半壊の30万円の10件分ということで、3,572万5,000円を計上させていただいております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） 先ほどの説明の中でですね。企画財政課所管分の歳出の説明が1つ漏れておりましたので、御説明いたします。12ページをご覧くださいと思います。中ほどの枠で予備費を500万円を計上しております。これにつきましては、7月8日付けで専決処分をしました後に、緊急対応で執行した予備費の回復を図る必要がありましたので、この額を今回の専決処分の予算で計上したものです。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。報告第9号、専決処分した令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）の報告について質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 4番、加賀山です。11ページ、衛生費。災害廃棄物処理事業について1点お伺いいたします。その前に、7月4日発災、そして翌7月5日、11時には仮置き場の設置ということで、速やかな対応いただき感謝申し上げます。私の地区は、床上浸水の地区でございまして、非常に皆さん、後のことを心配されたわけですが、速やかな対応で、また廃棄期間の延長により、高齢者の家庭、そして、ひとり暮らしの家庭の方々におかれましても、ボランティアの皆様、そして地域の自助・共助により、物資の片づけをすることができました。今後、また片づけが進んでいくと思っておりますが、この予算化の中でですね。実は、すぐ隣に小学校のほうがございまして、すぐすぐには、片づけは終わらないという中で、お隣の小学校に対する臭い等の配慮についても、御検討いただいていると思っておりますので、併せてちょっとその点をお伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） 仮置き場の臭いの対策ということですが、災害廃棄物において、1番その臭いがですね。きついついていうか、臭いが出るのは、畳が1番臭いが強いということでした。実際に、仮置き場を開設して、畳が持ち込まれました。2日、3日しているうちに、確かに臭いがしてきまして、小学校からも、臭いますということがありました。そこで、木酢液をしまして、散布をするということで、ある程度の臭いは抑えることができました。排出につきましても、まず1番臭いが強い畳の部分から排出をして、既に畳についてはすべて排出が終わっております。残りの毛布等、布団類とかも、ある程度臭いが出るんですけれども、そちらのほうにも木酢液を散布しまして、そちらのほうにつきましても、もう排出は終わっております。以上のような対応でやっております。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） はい。周りに対してもですね。教育課も一緒になりながら、対応していただいたっていうことを、小学校の校長のほうからも伺っております。私たちにとっては大切だったものですね。一瞬にしてごみになったってことがございましたが、あそこの担当の方もですね。お1人お1人、ごみを持ってくる私たちにも声をかけていただいて、町としての本当にあの速やかな対応と、そして、相手に対する気遣いがあったことを感謝申し上げます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。ただいまの加賀山議員の質疑に若干関連しますが、今回の災害で、町外からの持ち込みも、あったやにちょっと聞いております。その事実確認はなかなかできませんが、私も何日かですね。時間外等含めて様子を見に行ったときに、1件、1件お尋ねして確認したわけじゃないんですけども、町外かららしき方々、あるいは事業所系、結構目にしました。ということで、今回、町外からの持ち込みを黙認されていたというような話も聞いておりますが、まずその付近の事実確認をお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（深水 昌彦君） はい。7月4日の災害廃棄物の仮置き場の設置開設に当たりまして、11時から開設をしたわけですが、その際にも周知としましては、町外・町内からの一般家庭から出た災害廃棄物を受け入れるということで周知を行っております。問い合わせも確かにあっておりました。でも、それにつきましても、町内から出た災害廃棄物のみに限りますということで、町外からの問い合わせ等があったときにはお断りしております。実際に事業所からの搬入もありましたが、それにつきましては、こちらから連絡をして、持って帰っていただいたという事例が1件ありました。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） こういう事態のときですから、あんまり何ちゅうか、厳しくというか事細かくと言うつもりはございませんが、実はよその自治体でもですね。それぞれそういった申し入れのやりとりとかって、なかなか現場というか、担当部局で混乱したという話も、よその市町村間での話として聞いております。そういうことで、今回、災害廃棄物の処理、特に人吉市さん、球磨村さんなんかですね。大変御苦労されてるんですが、ということで、これも確認はございませんが、なかなかその処理が難しく、先ほど言いましたように、他町村から持ち込まれるケースもあったと。ここで、私が申し上げてるのは、その付近のもし受け入れるのであればですね。受け入れてもいいと私は思っております。市町村間で、きちんと取り決めをしてですね。そして、その中でやりとりをする中で、きちんと対応すればいいのかなという気がしますが、一応、今回あさぎり町は、町内に限るといような前提で、今課長がおっしゃったように対応されたと聞いております。ただ現実には、外部からの持ち込みもあったやにこれは確認ございませんが、さっき言いましたような状況だったと聞いておりますので、こういうことが、しょっちゅうあつてはいけないんですが、何かその付近の広域的な取り組みの中で、受け入れるのであれば受けてもいいんじゃないかというのは、その付近をきちんと何かやりとりを決めてやれば、よろしいんじゃないかという印象と申しますか、それを思いましたが、なかなかそこまで手が回らなかったという状況があるかもしれません、その辺ちょっともし何かお考えていうか、何かありましたらお答えをいただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。人吉市のごみが、なかなか片付かないということで、実際、あさぎり町に問い合わせがありましたし、私にも問い合わせがありました。それで、人市長のほうに電話しまして、もし、人吉だけの対応が大変であるならば、あさぎり町でも、どこか場所を提供することを検討しますというよ

うな一報を入れました。翌日、松岡市長から返事がありまして、これやっぱり国からの業務委託料の問題もありますので、もう人吉は、人吉市のほうで処分しますということでした。その間のやりとりのときに、あさぎりは人吉市のごみを受け入れるというようなちょっと噂が出ましたので、その噂を否定して、そういう受け入れでは行いませんということで、あそこにおられた担当の方々にも、人吉のごみを受け入れないということを知っていただくようお願いしたところです。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「ない」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第22号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第22号、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第10号）について提案いたします。令和2年度あさぎり町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,491万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億5,768万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。それでは、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第10号）について説明をいたします。第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。今回の補正予算は、主に新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金によるものと、債務負担行為の追加2件などを補正するものです。次に5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正です。債務負担行為2件の追加でございます。内容については、後ほど担当課より説明をいたします。8ページをお願いいたします。企画財政課所管分についての説明をいたします。歳入です。最上段の枠で目1地方交付税は、今回の補正予算の財源として、普通交付税で調整するものです。この後説明いたしますが、地方創生臨時交付金を確定した事業に充当したため、普通交付税を減額しております。1番下の枠、上の欄で、目1総務費国庫補助金の節5地方創生臨時交付金ですが、あさぎり町には、地方創生臨時交付金が、第2次分までに4億9,471万9,000円の分配が決定しております。このうち第6号補正予算の際に、第1次分の交付金1億1,241万4,000円を充当しております。今回、国の第2次補正分のうち、事業が確定した分について、この交付金を措置して財源更正をしております。この関係で、歳出の各科目の中で、補正額の財源内訳、国庫支出金と一般財源の調整がなされている科目が出てまいります。また事業費がゼロで、説明の記載のない予算科目が出てまいりますので、これらの財源更正によるものです。そういうことで、以降の各課の説明においては、この件の説明を省略させていただきますと思いますので、御了承をお願いしたいと思います。10ページをご覧ください。今説明しました例といたしまして、歳出で、1番上の枠、目6財産管理費で121万2,000円を減額いたしまして、国庫支出金のほうから充当しております。その下の目23生活応援給付金給付事業費3,777万4,000円を一般財源を減額いたしまして、国庫支出金、地方創生交付金を充てておるといったようなことになっております。これ以外にも、そのほかの地方創生臨時交付金事業、この後、各課から説明をいたしますけれども、それらの各科目において、同様の財源更正を行っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。企画財政課からの説明は以上です。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（山内 悟君） それでは、生活福祉課所管分の説明を申し上げます。歳入8ページをお願いいたします。2番目の枠で、目2民生費負担金、節3児童福祉費負担金の保育所負担金につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、登園自粛要請に伴う保育料の減免により、保育所負担金を減額するものです。3番目の枠で、目1民生費国庫負担金、節4児童福祉総務費負担金の施設型給付費負担金につきましては、町からの登園自粛要請期間の保育料減免の37万6,180円分について、55.2%の国負担分を計上しています。4番目の枠で2枠目、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉総務費補助金の地域子供子育て支援事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、小学校の臨時休業時に開所した放課後学童クラブに対する支援事業の3分の1の国の補助金101万1,000円と、保育園などが実施する新型コロナウイルス感染拡大防止事業費、国補助10分の10の502万7,000円を合わせた額合計の603万8,000円が、補助金として国から交付されるものです。次に9ページをお願いいたします。1番目の枠で、目1民生費県負担金、節4児童福祉総務費負担金の施設型給付費負担金につきましては、町からの登園自粛要請期間の保育料減免の37万6,180円分について、22.4%の県負担分を計上しております。2番目の枠で、目2民生費県補助金、節4児童福祉費補助金の地域子供子育て支援事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、小学校の臨時休業時に開所した放課後学童クラブに対する支援事業の3分の1が、県から交付されるものです。次に10ページをお願いいたします。歳出でございます。二つ目の枠で、目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金の施設型給付費負担金につきましては、新型コロナウイルス感染防止のための登園自粛要請に伴う認定こども園分を増額補正するものです。次の放課後児童健全育成事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、小学校の臨時休業時に開所した放課後学童クラブに対する開所支援事業と人材確保支援事業分です。この事業に対する補助率は、国3分の1、県3分の1、町3分の1となります。次の多子世帯子育て支援事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による子育て世代の生活支援のため、保育園や認定こども園へ通う3歳児から5歳児のうち、保護者夫婦年収360万円以上の世帯で、18歳未満の範囲で、第3子以降の子供がいる多子世帯分の副食費の負担を軽減する事業費補助金です。対象は65人で、財源は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金としております。次の保育従事者等活動支援金支給事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染対策としてこまめな消毒作業や子供に対する感染対策の配慮など、感染対応業務に従事された保育園、認定こども園、学童クラブに勤務する職員の方に対する支援金支給事業補助金です。対象は、認定こども園、保育園、学童クラブの職員235人分で、従事要件により2万円または1万円の支援金となります。次の新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金につきましては、町内の保育園や認定こども園が実施する事業において、新型コロナウイルス感染対策として、空気清浄機やマスク消毒液等の購入費に対する補助金で、国が全額を補助するものです。次に目6子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、節11役務費の郵送料及び口座振込手数料につきましては、コロナ対策の国の第一次補正予算で実施された児童手当受給者に対する一時金給付に該当しなかった平成14年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた子を扶養している保護者に対し、扶養対象者1人につき1万円を1回に限り支給するので、事業通知の郵送料及び振込手数料となります。次の節18負担金補助及び交付金の子育て世帯への臨時特別給付金拡充分は、1人につき1万円の340人分の給付金です。以上で、生活福祉課所管分について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中ですが、これ10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） はい、おはようございます。健康推進課所管分について御説明いたします。5ページをお願いします。第2表の債務負担行為の補正でございます。番号の1、体組成計の賃借でございます。これは、スマートウェルネスシティ事業関連で、スポーツ庁の補助を受けて実施します運動スポーツ習慣化事業の中で、今年の9月から体組成計のリース契約を行うことにいたしておりますけれども、令和3年度から5年度までの29月分につきまして、債務負担行為を追加するものでございます。次11ページをお願いします。1番上の枠でございます。目1保健衛生総務費、節17備品購入費、これは新型コロナウイルスへの感染防止対策としまして、役場庁舎、福祉センターほか町有施設へ来庁者等の体温測定機器を購入するものでございます。次の目4健康増進事業費、節11需用費の消耗品費でございますけれども、これは複合健診、それからスマートウェルネスシティ関連事業の健康教室等における感染予防対策としまして、手指消毒液、それからフェイスシールドを購入するための費用を計上するものでございます。それから、次の目5母子保健事業費、これは1万2,000円の財源更正を行っておりますけれども、母子保健推進員さんの新型コロナ対策のマスク等の購入費用も、国庫補助の対象となるというようなことでございましたので、財源更正を行ったものでございます。健康推進課所管分につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） それでは、農林振興課所管分の説明を申し上げます。11ページになります。2枠目、目4農業振興費、節18負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症対策、農林業経営持続化補助金についてになります。年度当初から事業を行ってまいりました。現在、申請件数が40件ほどなされておまして、また予算額についても、1,000万円に対し950万円ほど支出をされている状況です。現在のコロナ感染症の状況を見まして、追加で30万円の35件分1,050万円の追加をお願いするものです。それから次に、新型コロナウイルス感染症対策肥育農家経営支援補助金は、新規の事業となります。低迷をしている肥育経営の安定化を図るため、町内肥育農家に対して、牛マルキン制度の交付対象となった牛1頭に対し、牛マルキン制度により補てんされない部分の金額の2分の1、上限1万円を交付するもので、年間出荷予定頭数分の800万円の補正をお願いするものです。以上、よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、それでは商工観光課関係の説明をいたします。11ページになります。1番下の枠ですけれども、目1商工総務費、節10需用費、印刷製本費、これと節18負担金補助及び交付金の2行目の飲食店等感染拡大防止対策補助金。これが関連しておりますので、一緒に説明したいと思います。まず、印刷製本費につきましては、感染防止のための啓発ポスター、そして飲食店マップの作成を計画しております。そして、補助金につきましては、新しい生活様式で、衛生環境を確保し、座席数を減らすソーシャルディスタンス等への対応策としまして、協力金として、補助金を支給するものであります。なお一般飲食店、そして友好飲食店と分類いたしまして、一般飲食店につきましては、座席数に応じて10万円から30万円、そして友好飲食店、要するにスナック、バー等ですけれども、には一律10万円の補助金を支給するものであります。次に、節17備品購入費、これにつきましては、やはり新型コロナウイルス対策で、新しい旅行スタイル環境整備事業というものを活用いたしまして、サイクルツーリズムの推進を図るために、レンタサイクル、電動アシスト自転車の購入を考えております。なお、10台分を計上しております。そして、最後に節18負担金補助及び交付金の一行目になります。商店街駐車場運営補助金の減額に

つきましては、あさぎり駅東側の用地の所有権移転が完了しましたので、4月から6月分の賃借料を支払い後、残り9カ月分につきましては、不用となりましたので、戻し入れするものであります。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 教育課所管分について説明いたします。5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正を説明いたします。2号、学校給食センターAED賃借は、6月の補正で、令和2年度分の賃借料を計上いたしました。5年間のリース契約を締結する必要があるため、令和3年度から令和7年度までの債務負担行為を追加するものです。限度額は33万9,000円です。次に歳入を説明いたします。8ページをお願いいたします。最下段です。目8教育費国庫補助金、節3学校保健特別対策事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク等購入支援事業として、学校再開等に当たり、集団感染のリスクを避けるため、保健衛生用品等を整備する経費に対して2分の1が補助されます。補助限度額は、児童生徒数1人に対しまして340円です。補助額は22万1,000円です。また、学校再開に伴う感染症対策学習補償等に係る支援事業として、感染リスクを最小限にしながら学校を再開し、十分な教育活動を継続するため、感染症対策を徹底しながら、児童及び生徒の学びの保障するために必要となる経費について、1校当たり100万から300万円程度補助されます。本町の補助対象費は、上小学校、岡原小学校、須恵小学校、深田小学校が100万円。免田小学校、あさぎり中学校が150万円です。補助率は、補助対象経費の2分の1で、補助額は350万です。地方負担分町負担分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充当いたします。次に歳出を説明いたします。12ページをお願いいたします。3枠目になります。項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費消耗品の増額は、歳入で説明いたしました感染症対策用のためのマスク等を購入する保健衛生用品費の購入になります。節17備品購入費は、同じく感染症対策としてのサーモグラフィや非接触型体温計などの購入費になります。その下の枠になります。目3中学校費、目1学校管理費、節10需用費、消耗品は、小学校費と同じく歳入で説明しました感染症対策用に購入する保健衛生用品費になります。節17備品購入費は、サーモグラフィや非接触型体温計などの購入費になります。最下団になります。目1給食センター運営費、節10需用費、消耗品の増額は、新型コロナウイルス感染症第2波の対応といたしまして、小中学校が長期休業となった場合に備え、町内の児童生徒に対し、簡易昼食を提供するための容器等を事前に購入する費用でございます。食材費については、休業になったときに計上する計画でございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 以上ですかね。提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） 商工観光課にお尋ねです。飲食店感染防止対策補助金交付要綱の中で、一般飲食店の店内の座席数が60席以上30万円と20席以上60席未満が20万円となっておりますが、これは、広さに関係なく、例えば60席入るとみなした場合は30万円を補助するっていう考え方でよろしいですか。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。6月ごろですね。飲食店向けにアンケート調査を実施しております。その中で、座席数等についても、自己申告という形でいただいておりますが、それらを参考にはしておりますけれども、私どももやはり何回か行ったことがあるお店がほとんどですので、私たちの目でも、何席あるというのは大体確認しているところでありますので、座席数に応じてというのは、その辺りから数字をひらっているところであります。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい、歳入の1番最初の地方交付税。先日、総務省のほうから、今年度の普

通交付税の決定額が確か公表されたと思いますが、本町の分の普通交付税の今年度決定額のほうを御報告いただければと思います。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） すいません。確かにですね。先行交付が、きておりますが、ちょっとあいにく今日手持ちがございませんので、折を見て報告させていただきたいと思います。すいません。

◎議長（徳永 正道君） 小谷議員。

◎議員（1番 小谷 節雄君） 以前のどの何号補正か分かりませんが、そのときにもちょっと私、留保財源というような言葉を使ってお尋ねしたことございますが、補正予算を組まれるときは、或いは当初予算のときもですね。その財源の見込み額というのは、当然ベースにあると思いますので、今回、特に普通交付税がもう決定されとるわけでございますから、ちょっと私がお尋ねしたのは前回と一緒に、現時点ですね。あと一般財源の余裕が見込み額としてですけどあくまでも。どれくらいあるかっていうのは、常に念頭に置くべきと思っておりますので、同じ趣旨で先ほどお尋ねしました。是非その付近、今後、数値を持つといていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（船津 宏君） はい。当然、自主財源といいますか、留保財源についてはですね。把握をした上で予算編成を行っております。ですので、先ほどの報告いたしました8号補正の中でもですね。一般財源についての厳しさのところから、通常では行わない繰越金を充当するというふうなことをしております。それから、今回の10号補正においてもですね。新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金の配分額が決定しておりますので、第一次分で充てていた分と、それから今回、追加支援事業分については、国の第2次補正分の配分額からも充当して予算編成をして提案をしておるところですので、御了解いただければと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第22号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第23号、岡原小学校屋外運動公園整備工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第23号、岡原小学校屋外運動場整備工事請負契約の締結について提案いたします。岡原小学校屋外運動場整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結することとする。令和2年8月5日提出、あさぎり町長、尾鷹一範。1、工事名、岡原小学校屋外運動場整備工事。2、工事内容、クレイ舗装、暗渠排水工、排水側溝、遊具更新。3、工事場所、球磨郡あさぎり町岡原北地内。4、工事契約5、740万9,000円。5、契約の相手方、球磨郡あさぎり町岡原南2,879番地5、高尾建設 代表者、高尾定盛。6、契約の方法、指名競争入札。提案理由を申し上げます。岡原小学校屋外運動場整備工事請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。詳細につき

ましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 議案第23号につきまして補足説明いたします。本工事につきましては、7月22日に入札を実施し、落札業者の高尾建設と仮契約を締結しております。工事の概要は、岡原小学校グラウンドの排水対策としての暗渠排水、排水側溝の整備、クレイ舗装及び遊具を更新するものでございます。整備計画に当たりましては、岡原小学校教職員と協議し方針を定めております。工期は、契約締結日の翌日から令和3年1月29日までを予定しております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。1点お伺いいたします。屋外運動場の排水対策として、明渠と暗渠を施されるようになっておりますけど、仕様書の中におきまして、透水値の試験をですね、3年間、年1回行うようにというふうになっておりますけど、その場合の透水係数の差ですね、3年間の差がどの範囲まで許容としているのか。また3年後に対する透水の低下に伴う対策をどのようにされるのか。その2点伺いたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 先ほど品質管理についての問い合わせでよろしいでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 特記仕様書の中においてですね、現場透水時の試験をして、完成時の数値のケースが出てきますけど、完成から3年間は、年1回現場透水試験を実施することとあってございますので、この現場透水試験をしたときの透水係数というのがございますよね。その水をその件数が完成時と多分、年数を経過する毎に低下していくものと予想はしておりますけど、その係数が下がっていく場合のその許容範囲ですたいね。それをどれぐらいを見ておられるのか。またその3年後の補修といいますか、暗渠の場合は目詰まり等も考えられますので、それに対しての施工がされるのか、それともそう後に対する保守管理については、施工業者に何ら後の補償ですね。ただ3年間の分だけの補償なのか。その後もそのメンテナンスに関しての透水係数の低下に伴う補償あるのか。その辺のところの契約はございませんでしたでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時37分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 還流抵抗値の基準と、またその透水試験のですね。許容範囲ということでございますけれども、今現在、技術的などところにつきましては、設計をお願いして業者のほうに数値等の確認を行っておりますが、まだ時間がかかるかと思っておりますので、次回ですね。また機会がありましたときに御報告申し上げたいと思います。御理解のほどよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 要はですね。高額な金を投じて、排水を目的とした工事をするわけであって、その機能が果たされるかしないかに関する確認は、やっぱり使用される側にも十分、認識された上で、発注されると思うんで、こういう質問するわけなんですけど、それを何年間、その排水が特に暗渠の場合な

んですけど、我々も農業関係の暗渠排水をして、目詰まりして排水ができなくなったりする場合に対する備えもありますんで、やっぱそういうのがみてるのかどうかを聞きたくて質問したわけなんで、そこところは、一応確認して、多分そういうことを専門家が設計されることで、十分対応済みとは思いますが、念のために確認をしていただきたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（出田 茂君） 今、小見田議員のほうから御意見いただいた件につきましては、今後、工事の施工に対しましては十分反映させていただきまして、施工に当たりたいと思います。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、報告第10号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第10号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和20年8月5日提出、あさぎり町長、尾鷹一範。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） では、報告第10号について説明をいたします。まず、本件につきましては、町の特別職職員の職務遂行上の事故に対する和解及び損害賠償の額を定めるものでございます。2ページの専決処分書により説明をいたします。専決処分の根拠を示す本文は、省略させていただきます。本件の専決処分は、令和2年7月27日に行ったものでございます。次に和解及び損害賠償の額について説明いたします。相手方につきましては、ここに記載している方でございます。以降は、3ページからの説明資料により説明いたします。3ページをお願いいたします。本件の当事者につきましては、あさぎり町消防団でございます。事故の発生状況といたしまして、令和2年4月4日午前10時25分ごろ、町道宮床線上、あさぎり町上北1,246番地先において、町消防団員が埋設された消火栓にハンドルを設置し、作業を行っていたところ、作業中である表示や監視を怠っていたため、相手方が運転する自動車が衝突し、相手方車両を破損させたものでございます。事故の原因につきましては、作業中である表示や監視を怠っていたことによるものでございます。事故の損害額は車両修理額1万7,501円でございます。事故の責任割合につきましては、町100%の責任でございます。次に損害賠償額1万7,501円でございます。この損害賠償の補てんにつきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補てんされるものでございます。和解事項といたしまして、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して、裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し示談を成立させることといたします。最後に町の対策でございます。再発防止のために指導を行ったものでございます。以上、説明を

終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。報告第10号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を要するものについてはその整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議長ちょっとお礼を申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） はい、どうぞ。

●町長（尾鷹 一範君） 皆さんお疲れさまでした。今回の7月4日の豪雨につきましては、多くの方が被害に遭われました。改めてお見舞いを申し上げたいと思います。我々も精いっぱいに対応させていただきましたが、何しろやはりこれだけの大きな災害というのは初めての対応となり、やはり本当に後手後手に回ることもありましたし、十分な対応ができたか、これから検証をしなければならないところです。その中で、緊急的な対応についていろいろと専決で予算を使わせていただきました。今日、その専決について御承認をいただきまして誠にありがとうございました。これからも、生活の再建、それから農地、農業施設、あるいは道路、水道施設、そういうものの復旧に向けて一生懸命職員とともに頑張っていく決意でございます。皆様方のまた今後ますますの御理解と御支援をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◎議長（徳永 正道君） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和2年度あさぎり町議会第5回会議を閉会いたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午前11時46分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年10月13日

議長 徳永 正道

署名議員 永井 英治

署名議員 皆越 てる子